

DF企業ガバナンス部会第12期第7回研修会  
「国際税務コンプライアンス」  
— パナマ文書の衝撃が税制に与える影響 —

開催日時：平成29年4月18日（火）14：00～16：00

場 所：学士会館203号室

テ ー マ：「国際税務コンプライアンス」

— パナマ文書の衝撃が税制に与える影響 —

講 師：村田守弘先生 公認会計士・税理士

第12期第7回研修会は4月18日（火）14時～16時、学士会館203号室に於いて、国際税務に豊富な実績と経験をお持ちの公認会計士・税理士の村田守弘先生をお招きして開催された。参加者は31名で、講義の最後には活発な質疑応答が行われた。また、出席者からは、難しい内容を分かりやすく説明頂き、良く理解できた、と好評であった。



講義は、[A] 国際税務、[B] パナマ文書、[C] タックスヘイブン対策税制、[D] 税務コンプライアンスの4項目から構成された。

## A. 国際税務

◆ 国際税務の3つの基礎：

1. 国家主権としての課税権、2. 国際的二重課税の回避、3. 国際的脱税防止

◆ 国際課税が問題となる国際取引：

日本企業が海外と（海外で）取引する場合（アウトバウンド）の場合と、外国企業が日本と（日本で）取引する場合（インバウンド）の2つに分けられる

### 1. 国家主権としての課税権：

国家は、無制限な課税管轄権を有する。税金はあくまでローカルであり、世界共通なグローバルな税制は無い。

・ 国境内に居住する者に対する課税 → 居住地国課税（日本、EU、米国etc.）

・ 国境内の活動に対する課税 → 源泉地国課税（中国、インド、ロシアetc.）

### 2. 国際的二重課税の回避：

国際的二重課税とは、「同一の者の同一の所得に対して同種の租税が複数の国によって課される状態」を言う。国際取引に伴う利益を2つの国で課税するのを防ぐ。

(1) 国際的二重課税の発生メカニズム

- I. 国外源泉所得に対して居住地国課税と源泉地国課税と競合する場合
  - II. 二重居住者に対する居住地国課税が競合する場合：例えば、ベトナム滞在が年間183日超えると滞在していない期間の所得もベトナムで課税される
  - III. 二重源泉所得に対する源泉地国同士の課税が競合する場合：一方の国でロイヤルティとして認識され、他方の国で技術指導料（人的サービス）と認識された場合
- (2) 国際的二重非課税：  
どこの国からも課税されないこと……アップル、グーグル、スターバックス etc. は二重非課税を旨く利用したが、日本企業では無い。  
→ OECDで議論され、いくつかのガイドラインが出されており、そのガイ



ドラインに基づいて各国の税制改正される方向にある。

### 3. 国際的脱税の防止：

国家間で情報交換し、脱税を防止する方向に

- (1) 各国の様々な課税管轄権の行使状況から、国によって税制が異なることを着目し、不当に、本来の居住地国または源泉地国の課税を逃れることを国際的脱税と言う。
- (2) 国際的脱税は、自国のみならず関係各国の課税権を侵害するので、各国は国内税法を整備するとともに、租税条約のネットワークを用いて、その防止に努めている。
- (3) 国際税制と呼ばれるものはいくつかあるが、①外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）、②移転価格税制、③外国子会社配当益金不算入制度、の3つの名前を覚えておけば十分。

## B. パナマ文書

パナマ共和国にある「モサック・フォンセカ」という法律事務所から流出した膨大なデータ（2.6TB）で、タックスヘイブンを利用し、大企業や政治家、個人が税金の「節税」を実行している事実が明るみに出た。

- (1) タックスヘイブン税制のあるのは日本、米国、英国、フランス、ドイツなどの先進国に限られている。財産をタックスヘイブン国においてある場合は日本で課税される。



- (2) タックスヘイブン税制の無いのはロシア、アイルランド、中国など大多数の国。
- (3) 日本は迫田国税庁長官が、パナマ文書を「しっかり分析」とコメントしている。
- (4) 「パナマ文書」の影響で日本においても透明性が要求され、「国外財産調書及び財産債務調書」の提出が義務付けられた。

## C. タックスヘイブン対策税制

- (1) Paper company（実態無し）、Cash box（預金箱）、Blacklist company（国税庁が公表予定）などは当局の狙い目。要は実態があること＝事業をしている、オフィスがあり人が働いている、第三者との取引がある、など＝が重要。
- (2) その為には、証明できる文書が必要。挙証責任は各会社にあるので、日本企業は文書化の点がまだ不十分である。
- (3) 移転価格の合理的算定基準の設定は重要である。

## D. 税務コンプライアンス

- (1) 税務コンプライアンスをROEの構造と税務の観点から説明する  
ROE 8%目標  $ROE = \text{総利益} / \text{自己資本} > 8\%$   
 $ROE = (\text{純利益} / \text{売上高}) \times (\text{売上高} / \text{総資産}) \times (\text{総資産} / \text{自己資本}) =$   
売上高利益率 $\times$ 総資本回転率 $\times$ 財務レバレッジ  
➔  $(\text{税引前利益} - \text{税金}) / \text{売上高} = \text{税金の実効税率}$ が低い会社はROEアップ
- (2) 税務コストマネジメント：企業の連結実効税率を下げる施策を言う。海外事業を充実し、利益を集中し、配当金で入金する（外国子会社配当益金不算入制度）。そして、連結実効税率を下げることにより、ROEをアップする。
- (3) 税務リスクマネジメント：税務調査で更生されたくない方策を練ること。資料をしっかり作成し、文書化して置くことにより、リスクを避ける。
- (4) CEOの役割：税金をマネイジすることが大事＝財務部門に任せるのではなく、会社トップの仕事として捉えること重要。
- (5) 社外取締役の役割：営業利益に注目する経営層が多いが、税金も注目すべき。税引後利益に着目せよ。日本電産の永守社長は、税引後利益に関心あり。
- (6) 監査役の役割：税務リスクマネジメントに常に注目すること。

以上